



情報(第 159 号)



令和4年9月30日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画:社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

クサギ: 日当たりのよい原野で見られ葉に臭いがある事が名前の由来 (令和4年9月24日)

令和4年度労働衛生週間・安全週間

安全、人命はあらゆることに優先する事項です。そのために、毎年、「全国労働衛生週間」（以下「労働衛生週間」、令和4年は10月1日から7日）と「全国安全週間」（以下「安全週間」、令和4年は7月1日から7月7日）が実施されています。今号では、これらの実施事項等について解説します（厚生労働省 HP からの引用を中心に）。



1 全国安全衛生週間の目的とそのスローガン

労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で73回目になります。

今年のスローガンは、一般公募で募った249作品の中から、伊藤一弘さん（愛知県）の作品「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」に決まっています。

2 衛生週間における事業場の実施事項と注意事項

各事業場では、労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施することとされています。

なお、武漢熱（新型コロナウイルス感染症）の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人々が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとされています。引き続き事業場内で注意喚起が必要です。

- (1) 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- (2) 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- (3) 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- (4) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (5) 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

3 全国安全週間の目的とスローガン

安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎え、7月1日から7日までにおいて実施されました。

労働災害を減少させるには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守・実行するための時間的・人力的余裕のある業務体制

を構築することが重要であることから、「安全は 急がず 焦らず 怠らず」のスローガンで取り組むとされました。

4 安全週間における事業場の実施事項

以下の事項を継続的に実施することとされています。これら項目の実施細目は多くあることから、別添「厚生労働省：令和 4 年度全国安全週間実施要綱」を参照してください。ここでは、(1)の自主的な安全衛生活動の推進から、次項以下において、3 項目を取り上げます。

- (1) 安全衛生活動の推進
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
- (3) 業種横断的な労働災害防止対策

5 ヒヤリ・ハット活動

これは、多くの職場で行われています。作業中にヒヤリ、ハットしたけれども、幸い労働災害に至らなかった事例を報告・提案する活動です。ヒヤリ、ハットした作業において、実際に労働災害が発生しないようその芽を摘む活動です。

例示

状況	対策
商品の仕分け作業庫で商品を運搬中、床が散水により濡れていたため、転びそうになった。	床面に散水したときは、すぐに拭き取る、商品を運ぶときは台車を使用する。

6 危険予知活動

前項に類似しますが、こちらは作業「前」に現場や作業に潜む危険要因とそれにより発生する災害について話し合い、炙り出して、作業者の危険に対する意識を高めて災害を防止しようとする活動です。気がつかないことに気がつけ、とも言い得る内容で、これを充実させるには、意識の高さが必要といえます。

例示

状況	潜む危険
脚立を使って窓ふきを行って いる。	脚立から離れた窓を拭こうと身を乗り出した際に脚立がぐらついてよろけて落ちる。 脚立から下りる際に、地面に置いてあるバケツに足を引っかけて転ぶ。

7 安全当番制度

職場の安全パトロール員や安全ミーティングの進行役を、当番制として、多くの労働者に担当させる制度です。自ら参画させることで、労働者の安全意識を高めるのに有効な方法です。

5 ないし 7 では、「答えは現場にあり」ということです。労働災害を防止するには、指示命令だけではなく、自発的な行動が必要であること、それを後押しする企業文化が必要となります。